

「ストレスチェック」実施促進のための助成金のおしらせ

<従業員 50 人未満の事業主の方へ>

平成 27 年 12 月 1 日より、労働安全衛生法の一部を改正する法律により、ストレスチェックと面接指導の実施等を義務付ける制度が施行されました。

従業員 50 人未満の事業場は、当分の間努力義務となりますが、この「ストレスチェック実施促進のための助成金」は、従業員数 50 人未満の事業場が、医師・保健師などによるストレスチェックを実施し、また、ストレスチェック後の医師による面接指導などを実施した場合に、事業主が費用の助成を受けることができる制度です。

従業員のメンタルヘルス不調の未然防止のために、ぜひご活用ください。

助成金に関するお問い合わせは、独立行政法人労働者健康安全機構高知産業保健総合支援センターにご連絡ください。

※この助成金は、厚生労働省の産業保健活動総合支援事業の一環として行われています。

独立行政法人労働者健康安全機構 高知産業保健総合支援センター
TEL : 088-826-6155
http://www.rochis.johas.go.jp

「ストレスチェック」の実施についてのご案内

<従業員 50 人以上の事業主の方へ>

当協会は、公益財団法人高知県総合保健協会と提携し、事業場定期健康診断及び生活習慣病健康診断を行っておりますが、ストレスチェックについては、提携の内容とされておりません。このため、高知県総合保健協会では、提携する健康診断の計画の際、事業者より希望があれば実施について協議することとしていますので、この点、ご案内いたします。

公益財団法人高知県総合保健協会
TEL : 088-832-9691
http://www.hokyo.or.jp